



二子玉川支店

〒158-0094

東京都世田谷区玉川2丁目24番9号

TEL 03-3700-5621(代)

桜新町支店

〒154-0015

東京都世田谷区桜新町1丁目14番14号

TEL 03-3426-3131(代)

一步先行く
貴重な農地（緑地）を
組合員と共に保全し
環境維持に貢献します
JA世田谷目黒
東急田園都市線 桜新町駅北口前

手ぶらで通える体験農園
都会の
ファーマーズスクール

体验農園お問合せ
TEL 03-3428-5211

玉川だより 令和4年2月15日発行 玉川納税貯蓄組合連合会

制作／玉川納税貯蓄組合連合会広報部 電話03-(3709)-9181



第128号
令和4年2月15日
玉川納税貯蓄組合連合会

玉川だより

特集 桜新町商店街

目次

令和3年度納税表彰	2	この人に聞けば地域がわかる 街を知る「The KAO」～桜新町商店街エリア～	9
中学生の「税についての作文」表彰	3	税務署からのお知らせ	10～11
「東京国税局長賞」等受賞作品		区役所からのお知らせ	12
税についての作文	4～6	都税事務所からのお知らせ	13
協賛企業広告	7	都税事務所からのお知らせ	13
税を考える週間キャンペーン（尾山台商店街）	8	協賛企業広告	14～15
令和4年新春セミナー	8	※全ての写真撮影については、「撮影時の時だけマスクを外す」ご協力を得て撮影を実施しています。	

※全ての写真撮影については、「撮影時の時だけマスクを外す」ご協力を得て撮影を実施しています。

MIZUHO みずほ銀行 OneMIZUHO

〈みずほ〉は、
サステナビリティへの取り組みを通じて、
豊かな環境・経済・産業・社会の
持続的な発展・繁栄に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

●ご相談は、みずほ銀行 自由が丘支店・玉川支店へ。
みずほ銀行 自由が丘支店
TEL.03-3718-4311
みずほ銀行 玉川支店
TEL.03-3700-7221

OneMIZUHO

生命保険はあなたが安心して人生を
送るために、ひとつの手段です

ライフプランナー®が
オーダーメイドで生命保険をご提案します

※「ライフプランナー」はザ・ブルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・
オブ・アメリカの登録商標です。

ブルデンシャル生命保険
<http://www.prudential.co.jp>

首都圏中央支社 コンサルティングライフプランナー 小鎌 哲
シニアライフプランナー 天沼 尚之
〒107-0062 東京都港区南青山2-26-1 D-LIFEPLACE南青山5F
TEL: 03-6890-1870(代)

Prudential

令和3年度 納税表彰式挙行される

令和3年度の納税表彰を受彰された皆様方は、各分野において多年にわたり納税意識の高揚及び税知識の普及並びに各会の充実・活性化に尽力され、税務行政の円滑な運営に多大な貢献をされてこられた方々です。

受彰者の皆様には心から敬意を表しますとともに、今後益々のご活躍とご健勝を祈念いたします。

なお、令和3年度納税表彰式典は、コロナ禍の状況に鑑み中止となりましたが、会ごとに表彰状並びに感謝状の贈呈が行われました。

玉川納税貯蓄組合連合会の受彰者に対しましては、令和3年11月15日(月)、玉川税務署におきまして、署職員の方々、玉川納税貯蓄組合連合会秋山会長、代表の副会长出席のもと、玉川税務署長から表彰状並びに感謝状の贈呈が行われました。

財務大臣表彰受彰者

大塚繁夫様

東京国税局長表彰受彰者

和田秀寿様

玉川税務署長表彰受彰者

上平亮様
小館洋様
鈴木康二様
吉川文康様
渡邊啓介様

玉川税務署長感謝状受彰者

宇田川君江様
後藤茂様
橋本文子様
濱脇和彦様
松野京子様
渡辺聖明様

(租税教育推進校等)

世田谷区立尾山台中学校様
世田谷区立中町小学校様

受彰者



令和3年度 納税表彰贈呈式

撮影 / 小川写真館 小川祐一郎

玉川税務署長表彰 副会長 小館洋様



この度は栄誉ある表彰をいただき、身の引き締まる思いです。秋山会長はじめ先輩諸氏、ならびに会員の皆様のお力添えに感謝申し上げます。

まだまだ未熟ではございますが、今後も納税意識の高揚と啓蒙活動に努力していく所存です。

ご指導、ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

玉川税務署長感謝状

常任理事 宇田川君江様



この度は、栄誉ある感謝状をいただき、誠に有難うございます。

吉田署長はじめ諸先輩方、会員の皆様のお力添えに感謝申し上げます。

皆様のご指導をいただきながら少しでも納税意識の高揚の活動にお役に立てるよう努力していく所存です。今後ともよろしくお願い申し上げます。

令和3年度 中学生の「税についての作文」募集活動で受賞者決定

中学生の「税についての作文」募集活動が行われました。この活動は、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁との共催事業であり、当連合会において最も大切な事業活動の一つです。

令和3年度は、玉川税務署管内の11校から1,034編もの応募をいただきました。数多くの優秀な作品の中から、9月25日に選考会を開催し、39編の入選作品を決定させていただきました。

東京国税局長賞などに入選された方には、12月8日(水)、玉川税務署において表彰式を開催し、賞状等を贈呈させていただくとともに、作品につきましては、「税を考える週間」に玉川区民会館及び世田谷区立中央図書館で展示させていただきました。

また、令和4年1月31日～3月27日の期間には尾山台地区会館に作品を展示させていただきます。

本事業の実施にあたり、応募いただきました生徒の皆様、ご協力いただきました校長先生はじめ各先生方、玉川税務署、東京都世田谷都税事務所、世田谷区役所並びに東京税理士会玉川支部の皆様に心より御礼申し上げます。



中学生の税の作文表彰式

上位入賞作品の皆さん

学校名	氏名	作品名	賞
世田谷区立玉川中学校	青木 紀子	「父の晩酌に学ぶ税」	東京国税局長賞
世田谷区立用賀中学校	阪本シャイリー源輝	二重国籍をもつ私が知る有難さ	東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞
東京学芸大学附属世田谷中学校	川上 真央	感謝で繋ぐ支援の輪	東京都主税局長賞
世田谷区立東深沢中学校	原田 晴香	日本とノルウェー	玉川税務署長賞
世田谷区立深沢中学校	藤尾 陶子	巡り巡る	玉川税務署長賞
世田谷区立瀬田中学校	高橋 花那子	本当の「ふるさと納税」	玉川納税貯蓄組合連合会 会長最優秀賞
世田谷区立八幡中学校	勝賀瀬 簡	私の、夢は	世田谷都税事務所長賞
世田谷区立用賀中学校	武田 なつめ	税の行方	世田谷区長賞
東京学芸大学附属世田谷中学校	岩佐 理立	税金を払いたくない「貴方」へ	東京税理士会玉川支部長賞

(敬称略)

東京国税局長賞 『父の晩酌に学ぶ税』

世田谷区立玉川中学校
3学年 青木 紀子



「お父さんの晩酌は、自分の楽しみだけじゃなくて、国民の暮らしにも一役買っているのを理解してほしいなあ。」

コロナ禍の影響で在宅勤務を続ける父は、東京五輪のテレビ観戦でお酒を飲む量が増えていることをいざめた私に向かって、苦笑しながらそう言った。

意味が分からず首をかしげると、「お酒の価格にはもともと酒税が含まれていて、買う時に支払う消費税と合わせると結構な額の税金を負担しているのだよ。」と父は説明してくれた。

税には、私たちの生活に最も身近な消費税以外に、所得税や法人税、自動車税などがあるのは知っていたが、「酒税」は初耳だった。早速調べてみると、清酒、ビール、ウイスキーなどのアルコール飲料を製造場から出荷した際にかかる税金のことだった。

父がよく飲むビールの酒税は350ml缶1本あたり約70円で、200円程度の市販価格の3割以上を占める。酒税によって国に入る税収が1兆円を超えていると知り、父の言い訳に少しだけうなづけた。

たばこ税や自動車のガソリンなどにかかる揮発油税、温泉に入浴する際の入湯税など、ほかにもさまざまな種類の税がある。なぜ国民がこれほど多くの税金を負担しなければならないのか疑問に思い、父に尋ねた。

「確かに家計にとっては痛いけど、納税は国民の義務だし、世界に誇れる立派な競技場

も税金なしには作れなかったのだから。でも大切に使ってほしいな。」

父は五輪中継画面に映った新国立競技場を指差してそう答え、「税を知ることは社会を知ることにつながるよ。」と付け加えた。

父の話を聞き、税の使い道にも興味を持つた。税金が、暮らしに欠かせない上下水道、道路・公園、学校・図書館、警察・消防といった公共施設・サービスの財源であることはすでに理解していた。

しかし、都内の公立学校は、義務教育期間中の公費負担が約1千万円にも上ることには驚いた。私の住む世田谷区などでは中学生までが無料の医療費や、祖父母の暮らしを支える年金や介護、福祉といった社会保障も税がなければ成り立たないことも知った。

税の仕組みを調べるうちに不安を感じたのが、国や自治体が毎年の支出を税金だけでまかなえず、公債発行という借金を重ねていることだ。国全体の借金は、3月末時点で1,200兆円を超えている。そのつけは将来、確実に私たちの世代に回ってくる。

今後は少子高齢化がますます進み、社会保障費は増え続けるという。気候変動の影響で、公共事業費の増加を招く自然災害も多発している。

「税を知ることは社会を知ること」という父の言葉を忘れずにさらに知識を深めて、将来、社会に貢献できる人間になりたい。

東京国税局管内 納稅貯蓄組合連合会優秀賞 『二重国籍をもつ 私が知る有難さ』

世田谷区立用賀中学校
3学年 阪本 シャイリー 波輝



私はアメリカ人の父と日本人の母をもつ所謂ハーフとして、アメリカのハワイ島で生を受け、3歳の時から日本で生活をしている。アメリカで生活習慣を躊躇された幼少期、とても厳しくされたことの一つに歯磨きの仕方があった。日本の幼児の歯磨きの習慣より、かなり重要視されていることだそうだ。それに大きな理由があった。虫歯を作ってしまうと、当然、歯医者に行かなければならない。日本の歯医者と違い、アメリカの歯科治療費は驚くほど高額があるので、出来るだけ虫歯を作らず、歯医者にお世話にならないようにする為の模範であった。

この事で私は日本とアメリカの社会保障の給付と負担の違いに興味をもつこととなった。

一般的によく耳にする大人の会話の内容として、税金に対しての不満がある。今までそんなものなのか、と聞き流していた。しかし、その不満の原因となっている日本国民負担率はアメリカのそれと比べると少し高くなっているが、その分、国から受けられる医療などの社会保障給付金もアメリカより多くもらっている、という事実があった。その一つが、先に挙げた歯科治療費である。アメリカでは1本虫歯治療に5万円以上かかることは、当たり前のことである。

また、母が私をアメリカで出産してくれた際、日本の出産事情とは大きく異なり、出産後、通常であれば翌日に退院させられるけれど、私は黄疸が出ていた為、翌々日に退院となっ

た。どちらにしろ、こんな三日間という短期間の入院にも関わらず、その際にかかった費用は200万円以上。幸い父が個人的に入っていた保険で殆どがカバーされたそうだが、日本と違い、社会保険制度が発達していないアメリカでは、個人、会社で保険に入れない人は子供も産めない。

そして今、世界中が新型コロナウイルスにより苦しめられている中、アメリカのテキサス州の老人ホームに入っていた私の祖父もその犠牲者となり、帰らぬ人となってしまった。私が日本に来てから10年間会えていなかったので、再会を楽しみにしていたのに。この時もやはり人工呼吸器などを必要とした祖父の高額な医療費に、面倒を見ててくれた叔父が頭を抱えることとなつたのは言うまでもない。

これらの事をみても、日本における納稅がいかに私達日本国民に受益をもたらしてくれているか、改めて有難さを痛感する。

仕事をもつ母の同僚にイキイキと働いている80代の女性がいる。その方が発した言葉に私は感動した。

「私は国から年金を頂いているけれど、沢山お仕事もして納稅もしているのよ。」

昨今、「生涯現役」と言われる時代、私も将来その文字通りしっかりと働き、自らの為にもきちんと納稅できる大人でいられるよう今、多くのことを吸収する日々を過ごしている。

東京都主税局長賞 『感謝で繋ぐ支援の輪』

東京学芸大学附属世田谷中学校
3学年 川上 真央



キュッと心地よいブレーキ音がして、私は前を走る母が何かに気付いて止まつたことを知った。私も慌てて自転車からおりる。「あっ、久しぶりです！」

声の先には、驚きの混じった明るい笑顔を浮かべる私たちの恩人がいた。8年ぶりである。

私の母は、とても忙しい人だった。後にも先にも私はあのときの母以上に大変な「主婦」というのを、見たり聞いたりしたことない。私が生まれた頃にアルツハイマー型認知症と診断された祖母は、じりじりと記憶を失っていった。育児に家事にフルタイムの仕事、それに加え一人暮らしの祖母の介護。24時間では足りないくらいの激務を母は毎日こなす。ストレスをぶつけることもなければ、何においても手を抜かない、かっこいい母なのである。

しかし、日に日にエスカレートする祖母の物盗られ妄想は確実に母の心を蝕んでいた。強い母の涙を見たのは私の14年の人生で2度だけで、1度目はちょうどその頃、深夜の洗面所でしゃがむ母の頬に伝っていた辛や、冷たい床の感触は、今もときどきぼんやりと思い出す。でもやっぱり4歳の私は無力にもほどがあった。

折れそうな母の心を支えたのは、祖母の担当になったケアマネージャーさんだった。「介護のために全てを犠牲にする必要なんかないんです！もっと我々を頼って下さい。」

頑張りすぎている母が、初めて少し寄りかかる場所を見つけた。身内や友人も離れていくなか、こんなにも親身になってくれる人がいることに感動したと母は言う。その2年後、彼女の協力もあって祖母はグループホームに入居し、今もそれなりに楽しく過ごしている。私たちの生活も、再会した恩人の変わらぬ笑顔も、税金に支えられた社会保障制度の中にある。多くの人々がこの制度によって繋がり、困難を乗り越え、そしてまた歩き出す。

納税は命の輪だと私は思う。相互援助という言葉にとどまらず、にわとりとたまごのような関係で支援と感謝をつないでいきたい。想いの巡りは一方通行だ。私が受け取ったことへのお返しは、まだ独りで悩んでいる遠い誰かへ。その誰かが、また見えない誰かを救う。そうやって税金は私たちを1本の糸に通して、結んでゆく。ときには壁のようにビクともしない扉にドアノブをつけ、開けてごらんと声をかける。光に出会えた感動は、言い表せないほどだろう。

4歳のあの日、私には止められない涙があった。でも、そこには手が伸ばされたのだ。税金の糸で紡がれた糸が、今をつくってくれた。だからこそ私は、大人になったら、沢山働いて沢山の税金を納めたいと思ってる。歩いた道に、過ごした日々に、ドアノブをつけてくれたケアマネージャーさんに、心からの感謝を込めて。



新たな出会い・つながり・ひろがりを大切にする、
東京シティ信用金庫です。

 東京シティ信用金庫

玉川支店 世田谷区中町5-31-14
電話 03(3704)8211

介護付有料老人ホーム アルタクラッセ 二子玉川



〈アルタクラッセ二子玉川〉についてのご相談・お問い合わせは…

0120-33-5943

TEL : 03-5797-5144 FAX : 03-5797-5162
〒158-0094 東京都世田谷区玉川3-40-21
e-mail : acfutakotamagawa_sc13@saint-care.com

 セントケア 東京株式会社

税を考える週間キャンペーン

令和3年11月24日(水) 14:00~

尾山台商栄会商店街振興組合てのPR

令和3年11月24日(水)午後2時より、尾山台商栄会商店街にて『税を考える週間キャンペーン』が行われました。毎年11月11日から17日までの前後に、全国で様々なキャンペーンが行われます。

玉川納稅貯蓄組合連合会は、玉川税務署管内の商店街を毎年順番にまわり、皆様に日常生活と税の関わりを理解してもらうことにより、税意識の向上を図る広報活動の一つとして、税に関するお知らせなどを配布する活動を行っております。

ご理解、ご協力をいただきました尾山台商栄会商店街振興組合の木村理事長はじめ関係者の皆様に感謝申し上げます。

広報部担当副会長 村上 妙



令和4年 新春セミナー

令和4年1月21日(金) 玉川区民会館4階第4・5集会室

令和4年1月21日(金)、令和4年新春セミナーが等々力の玉川区民会館4階集会室にて行われました。

講師に玉川税務署 吉田 憲司署長をお迎えし、「署長室にあるもの」をテーマにご講演していただきました。

大変貴重なご講演では「くらしを支える税」の中で、税金がどのように活用されているか改めて意識をもち、私たち納税者として大切なことを学ばせていただきました。

コロナ禍の状況を鑑み、2部の意見交換会は中止とさせていただき、ご来賓のご紹介のみで閉会となりました。

一日も早くコロナが終息し、また皆様と一緒に会することができる日を願うばかりです。

広報部担当副会長 村上 妙



桜新町商店街エリア

有限会社フジヤ

代表取締役社長 坂口 賢一 (SAKAGUCHI KENICHI)

世田谷区桜新町1丁目11番4号

<http://www.fujiyabakery.co.jp>

ベーカリーFujiya

本店

(OPEN) 8:00~17:00 日曜定休

世田谷区桜新町1-11-4

TEL/03-3429-4581 FAX/03-3429-7906

駒前店

(OPEN) 9:00~20:00 日曜定休

世田谷区桜新町2-10-2

TEL/03-3420-7107 FAX/03-3420-7107

て、その方々はパン屋さんとなり、いまでも年に一度は挨拶に来られるそうです。

また、坂口さんは商店街の理事長もつめていらっしゃいました。Fujiyaさんが3代目となった今、商店街には古くからのお店はもちろん、新しいお店も増えています。新しい風を採り入れるため、新規のお店とも積極的に連携をとり、地域の活性化につめていらっしゃいます。

『パン屋さん』どこか懐かしい響きですが、創業から変わらず愛されているFujiyaさんにしつくりくる呼び名です。パンの種類は多く、総菜パンからラスクまで70-80種類ものパンを毎日作られています。朝の3時から仕込みは始まり、夕方にはほとんど完売。なかでも『からしパン』は大人気で、直ぐに完売となります。また桜新町ならではの名物『サザエさんパン』も人気です。週2回火曜と金曜にだけ販売される天然酵母の食パンは、マーガリンやバターなどの油脂は一切使わず、塩・砂糖も特別なものを使い焼き上げます。ふわふわの食感で、小麦の甘さが口いっぱいに広がります。

お店には他にも初代の優しさがいまでも引き継がれている優しい愛がいっぱいのパンがたくさん並んでいます。

愛ある桜新町の発展のために日々の努力を怠らない活動に感謝申し上げます。

廣部雅子



玉川税務署からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の

申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(水)	ベルサール渋谷ファースト	渋谷区東1-2-20	【受付】午前8時30分から午後4時まで
～3月15日(火) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	住友不動産 渋谷ファーストタワー2階		【相談】午前9時15分から開始

(注)ただし、2月20日及び2月27日の午曜日は開場します。

【案内図】



オンラインで事前発行

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから!

○会場は、5箇所合同(渋谷・世田谷・北沢・玉川・目黒)の会場です。

○入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

○入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

○3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。

○期間中、会場の駐車場及び駐輪場は使用できません。

○申告書等の提出のみの場合は、玉川税務署の窓口又は郵送でご提出ください。

会場内の感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

○相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。

○ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

○ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。

○入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。



納付の期限等のお知らせ

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

令和3年分 確定申告

申告所得税及び
復興特別所得税

令和4年
3/15(火)

消費税及び地方消費税
(個人事業者)

令和4年
3/31(木)

納期限

納付の期限

振替日

振替納税をご利用の場合

納付額のメモに
ご利用ください

円

円

申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の
延納分の納期限及び振替日(振替納税をご利用の場合)は**令和4年5月31日(火)**です。

国税の納付手続について

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、上記の納期限までに自ら納付していただく必要があります。

※納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますのでご注意ください。
転居等により所轄の税務署が変わった場合は、新たに振替納税の手続をするか、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」を提出する必要があります。

振替納税を利用されていない方へ

納税には、便利で安全な振替納税をお勧めします。

振替納税を利用されない方は、振替納税以外のキャッシュレス納付やQRコードを利用したコンビニ納付をすることもできます。

なお、金融機関の窓口で納付される方で納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書に現金を添えてご利用ください。

(※)金融機関に納付者がない場合には、所轄の税務署へご連絡ください。納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。



国税庁 法人番号7000012050002

世田谷区役所からのお知らせ

区税だより

新型コロナウイルス感染症拡大防止～非対面・非接触による納付のご案内～

◇口座振替

口座から自動引き落としができます。各期(年4回)ごとか、全期前納(年1回)を選べます。

区内金融機関(窓口)にある「口座振替依頼書(複写用紙)」で直接申込

通帳と金融機関届出印を区内金融機関(窓口)に持参のうえ、お手続きください。

「口座振替依頼書(はがき)」による申込

郵便課、くみん窓口、出張所、まちづくりセンターにある「口座振替依頼書(はがき)」に必要事項を記入し、印押のうえ郵送または窓口へ提出してください。区が手続きを行います。

令和4年度第1回分から引き落とし希望の方は、

令和4年1月11日(月)までにお申し込みください。

キャッシュカードによる直接申込(納税課窓口のみ申込可能)

キャッシュカードと本人確認書類で手続きできます。
ただし、申込可能な金融機関は限られます。詳しくはお問い合わせください。

納税課収納・税証明係(電話03-5432-2197)

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストアのマルチコピー機で発行できます。

課税(非課税) 証明書は直近1年度、納税証明書は直近2年度の発行が可能です。

事業者の方へ

従業員(アルバイト、役員など)の住民税は、特別徴収として毎月の給与から控除したものを納入いただけます。特別徴収は、年税額を12回に分けて徴収のため1回あたりの額は少なくなります。

税額の計算は区が行いますので、所得税額計算や年末調整は不要です。また、常時10人未満の事業所は、納期の特例申請により区への毎月納入を年2回にすることができます。

特例の適用を希望する場合は、郵送または電子申請により届出ください。

制度の内容や手続きなどの詳細は、納税課収納・税証明係(電話03-5432-2197)まで。

私たちのまち 世田谷に「ふるさと納税」

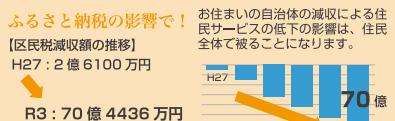
ふるさと納税は、地方の特産品をもらえるだけの制度ではありません。自治体へ寄附することで、そのまちをよくする仕組みです。

日本各地の魅力的な返礼品がもらえるというイメージが強い「ふるさと納税」。

しかし、この制度はもともと寄附を通じて自分の故郷やゆかりのある自治体を応援するために創設された制度です。世田谷区では、様々な取組みや基金の中から寄附の使い道を選択していただくことで、寄附を通じた「ふるさと世田谷」への応援を募っています。

税の使い道は自分で選ぶ!

世田谷区民の方も、世田谷区に寄附することができます。皆さんが興味のある取組み、後押ししたい!と思う分野に寄附をした後、確定申告等により税金の控除を受けることは、税の使い道を、一部ですが、選択したことにつながります。



*区の取組みの詳細や寄附の申込は区HPから。区HPトップ画面から「ふるさと納税」で検索!
(お問い合わせ先)世田谷区経営改革・官民連携担当課ふるさと納税対策担当 電話: 03-5432-2190

◇モバイルレジ

スマートフォンで納付書の
バーコードを読み取り、納付ができます。



- ・モバイルレジのアプリをダウンロードしてください。
- ・表面にバーコードのある30万円以下の期限内納付書が使えます。

◇インターネット上のクレジット納付 (別途、決済手数料がかかります)

「Yahoo!公金支払い」のサイトから、クレジットで納付ができます。

- ・インターネットの「Yahoo!公金支払い」から、カード番号等入力してください。
- ・表面に確認番号がある100万円未満の期限内納付書が使えます。

納税課収納・税証明係(電話03-5432-2197)

世田谷都税事務所からのお知らせ

都税だより

個人事業税の申告期限は3月15日(火)です



主税局 HP

申告が必要な方

前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主の方

※ 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。

※ 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内(死亡による廃止の場合は4か月以内)に個人の事業税の申告をする必要があります。

申告期限

令和4年3月15日(火)

申告先及び問い合わせ先

所管の都税事務所・都税支所・支庁

4月から 固定資産税における 土地・家屋の価格などご覧になれます(23区内)

◆ 縦覧期間 令和4年4月1日(金)から6月30日(木)まで(土・日・休日を除く)

◆ 縦覧時間 午前8時30分～午後5時まで

◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方>

令和4年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

<必要書類>

納税者本人であることを証明できるもの。

※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧くださいか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問合せください。

(注) 納税通知書は6月1日(水)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆縦覧制度の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP(縦覧について)

主税局 HP(本人確認方法について)



100周年 感謝を込めて

これからも皆さまとともに



用賀支店
TEL:(03)3700-7126
〒158-0097 世田谷区用賀2-39-17

玉川支店
TEL:(03)3708-1281
〒158-0094 世田谷区玉川3-19-1

等々力支店
TEL:(03)3701-1141
〒158-0082 世田谷区等々力3-13-1

あなたの街のパートナー

共立信用組合

用賀支店

世田谷区用賀3-14-3

☎ 3700-1777

—すべての人が夢と勇気と笑顔で溢れる社会をつくりたい—

私たちは、地域の方々を守り、
地域の発展に奉仕する
「社会貢献企業」
をめざしています!



—地域を、企業を応援し新たなサービスを提供し続けます—

■管内の店舗

奥沢支店	〒158-0083	世田谷区奥沢3-30-14	TEL03-3720-4151代
玉川支店	〒158-0082	世田谷区等々力3-8-1	TEL03-3701-2156代
瀬田支店	〒158-0095	世田谷区瀬田3-3-5	TEL03-3700-7181代
深沢支店	〒154-0012	世田谷区駒沢5-15-12	TEL03-3705-5511代
用賀支店	〒158-0097	世田谷区用賀3-27-4	TEL03-3707-5611代
等々力支店	〒158-0082	世田谷区等々力2-7-2	TEL03-3702-3851代
駒沢支店	〒154-0012	世田谷区駒沢3-27-1-101	TEL03-3412-8541代
桜新町出張所			

信頼の絆を大切にする  城南信用金庫

この街の“ホームドクター”しばしが豊かな暮らしを応援します。

SHIBASHIN
芝信用金庫



尾山台支店 等々力 2-18-13 ☎3704-5121 (代)
桜新町支店 桜新町 2-1-5 ☎3429-2331 (代)
深沢支店 深沢 1-12-12 ☎3702-6111 (代)

<http://www.shibashin.jp>